

Q1-7 台湾政府が未だ対中国への投資を規制している品目にはどのようなものがありますか。

台湾から中国への投資は、他国への投資に比べ限定的なものとなっています。「台湾地区および大陸地区人民関係条例」により、台湾の個人、法人、団体あるいはその他の機関は、中国へ投資あるいは技術提携を行う場合には、原則として経済部投資審議委員会への申請や事前許可の取得が必要となります。

中国への投資および技術提携に関する手続や審査基準については他国への投資とは別に「在大陸地区従事投資或技術合作許可弁法」(大陸地区での投資あるいは技術協力への従事に関する許可弁法)「在大陸地区従事投資或技術合作審査原則」(大陸地区での投資あるいは技術協力への従事に関する審査原則)により定められています。また、中国への投資項目は、国際条約、国防、国家安全、重要な基礎建設および産業発展を考慮し、禁止類および一般類に分けられており、一般類に属している項目のみ投資できます。ただし、一般類であっても、業種によっては技術レベル、出資形態、工場数、規模等の形で、さらに制限条件が設定されている場合があります。

現在、中国投資禁止項目ネガティブリスト(経済部 2015 年 9 月 4 日に最新修正公告)には、農業では畜牧、養殖、冷凍肉、魚類および各項農製品、製造業部分には部分化学合成物、技術先進なハイテク産業および部分薬剤類、サービス業では郵政、電信および金融仲介業などが含まれています。中国投資ネガティブリストは、経済部投資審議委員会により随時修正されますが、最新情報は以下の経済部投資審議委員会ホームページで確認できます。

https://www.moeaic.gov.tw/businessPub.view?lang=ch&op_id_one=5&tab=1#horizontalTab